

市政改革室における外部有識者から意見等を聴取する会議の運営に関する要領

(趣旨)

第1条 市政改革室における外部有識者から意見等を聴取する会議（以下「会議」という。）の運営については、当該会議の開催の根拠となる規程に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議開催の公表)

第2条 会議を開催するに当たっては、開催日の1週間前までに開催日時、場所、議題、傍聴に関する事項及び問い合わせ先を市役所の掲示場に掲示し、かつ、大阪市ホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

(会議の傍聴)

第3条 会議は傍聴することができるものとする。ただし、審議会等の設置及び運営に関する指針第7、1、(1)及び(3)に該当するときは、この限りでない。

2 会議の傍聴を希望する者については、会議の開始の30分前から会場前で受付を行い、先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、受付の開始時点で定員を超過しているときは抽選により傍聴者を決定するものとする。

(報道機関の特例)

第4条 報道機関の取材を目的とする傍聴については、前条第2項の規定にかかわらず、記者席を設けるものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 会場においては、傍聴者に次の事項を遵守させるものとする。

- (1) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットなどを着用しないこと
- (2) 危険物、ビラ、プラカード、旗などを持ち込まないこと
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと
- (4) 携帯電話などは受信音を出さないこと
- (5) 写真撮影、録画及び録音等を行わないこと（許可を受けて、会議の進行を妨げない限度において会場内の所定の位置から行う場合を除く。）
- (6) 会議開催中は静かに傍聴し、発言、拍手その他の方法により公然と意見を表明しないこと
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し又は会議の支障となるような行為をしないこと

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、これを注意し、なおこれを改めないときは、その者を退場させるものとする。

(会議録等)

第7条 会議については、会議録を作成する。ただし、第3条第1項ただし書の規定により傍聴を認めないときは、議事要旨を作成する。

2 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議題
- (4) 個々の発言者の氏名及び発言内容の要旨
- (5) その他必要と認める事項

- 3 議事要旨に記載する事項は、次のとおりとする。
- (1) 前項第1号から第3号までに掲げる事項
 - (2) 議事の要旨
 - (3) その他必要と認める事項
- 4 会議録及び議事要旨は、大阪市ホームページに掲載するほか、所定の場所において市民の閲覧に供するものとする。

(雑則)

第8条 第2条から前条までに定めるもののほか、個々の会議の運営について、当該会議の委員の意見を聴いて適宜の措置をとることができるものとする。

附 則

この要領は、平成23年8月30日から施行する。